

広報かるまい **お知らせ版** **その1**



毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

軽米町の医療費助成制度のご案内

町の医療費助成制度をご紹介します。詳しくは、下記お問合せ先までご確認ください。

○申請先…役場町民生活課で申請下さい。

○申請に必要なもの・・・印かん・通帳・保険証
(重度の対象の方は手帳などの要件を満たすもの、妊婦の方は妊娠証明書を持参下さい)

※医療費助成の開始日は、申請を受けた月の初日からとなります。

事業名	対象者（町内在住）	対象となる期間	所得の制限等	対象医療機関	給付の内容	問い合わせ先
児童・生徒医療費給付事業	○就学時から18歳まで	就学時から18歳に達した年度末	所得制限無し (但し、所得の確認は行います)	保健医療機関及び保険調剤薬局	医療保険で診療を受けた時に支払った自己負担額	町民生活課 (☎46-4734)
乳幼児医療費給付事業	○就学前までの乳幼児	出生から6歳に達した年度末まで				
妊産婦医療費給付事業	○妊産婦	妊娠5ヶ月目の月の初日から出産した日の翌月末まで				
ひとり親家庭医療費給付事業	○18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を扶養している配偶者のいない男性又は女性と、その扶養を受けている児童 ○父母のいない18歳に達する日以後最初の3月31日までにある児童	児童が18歳に達した年度末まで	前年度の本人所得が150万円を超える場合又は世帯の所得が300万円を超える場合は対象になりません		医療保険で診療を受けた時に支払った自己負担額の2分の1	健康福祉課 (☎46-4111)
重度心身障害者医療費給付事業	○身体障害者手帳1級又は2級 ○特別児童扶養手当1級 ○障害基礎年金1級（特別障害給付金1級も含む） ○養育手帳A	左記に該当した日の属する月の初日から、該当しなくなった日の属する月の末日まで				
寡婦等医療費交付事業	○寡婦のうち、69歳までの方 ○児童が18歳に達した以後に配偶者のない女子になった69歳までの方	70歳に達した月の末日まで				

- 出し忘れていた領収書はありませんか？●
医療費を請求できる期間は医療機関へ支払った日の翌日から5年以内です。ただし、遡った時点で受給資格が無い場合は対象外ですのでご注意ください。
- 次の場合は医療費の給付対象になりません●
- ・健康診断、定期健診、予防接種などの保険診療に該当しない自費分
 - ・保険が適用にならない保険医療機関外の医療機関を受診したとき
 - ・交通事故などによる第三者行為、学校内での怪我による治療
 - ・各健康保険組合等から給付される高額療養費等
- ※各事業によって申請方法や必要な手続きが異なりますのでご不明な点は担当までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】町民生活課
町民生活グループ（☎46-4734）

お 知 ら せ

○役場の閉庁時間が変わります。

平成27年4月1日より、役場及び晴山・小軽米出張所、健康ふれあいセンターの閉庁時間が午後5時30分から15分短縮され、午後5時15分に変更になります。

児童・生徒医療費助成制度 を拡大します

平成27年4月から児童生徒医療費助成制度の受給対象年齢を18歳到達後の最初の3月31日までに拡大します。また、対象医療機関の制限を廃止します。

《現行制度》

受給対象…小学生及び中学生（就学時から15歳に達する年度の3月末まで）
対象医療機関…町内の医療機関のみ

《平成27年4月1日から》

受給対象…就学時から18歳に達する年度の3月末まで
対象医療機関…保険医療機関及び保険調剤薬局（医療機関の制限無し）

※申請方法の変更はありませんので、従来どおり申請書に領収書を添付して町民生活課窓口まで提出して下さい。
※現在使用中の児童生徒医療費受給者証については4月以降もそのまま使用出来ます。

現在、児童生徒医療費助成制度を利用されていない方で受給対象年齢に該当する方は申請をすることで利用出来ます！！お手続きが必要ですので下記のものを持参のうえ町民生活課窓口までお越しください。（申請した月の初めから該当になります。）

●受給対象年齢

平成9年4月2日生まれ～平成21年4月1日生まれの方

●手続きに必要なもの

・保険証（子供の） ・通帳 ・印鑑

注1 乳幼児医療費助成事業の受給者で、4月から小学生になる児童については町から申請書を送付しますので、送られた申請書を提出して下さい。

注2 平成9年4月2日～平成12年4月1日生まれの方についても同様に申請書を送付しますので必要な書類を必ず持参のうえ手続きして下さい。

注3 平成12年4月2日生まれ～平成20年4月1日生まれの方で現在、児童生徒医療費助成制度を利用されている方は申請手続きは不要です。

～生ごみとプラスチック製容器包装 分別収集実証試験終了のお知らせ～

ごみの減量化を進めるため町内全域で行ってきた「生ごみ」と「プラスチック製容器包装」の分別収集実験は3月末で終了します。ご協力ありがとうございました。

引き続き4月からは生ごみを本格的に分別収集しますので、水切りや異物除去にご協力をお願いします。生ごみの収集日は本年度と同じ燃えるごみの日です。

また、プラマークの付いたプラスチック製容器包装は、4月から燃えるごみとして収集しますので、燃えるごみの日に出していただくようお願いします。なお、ペットボトルと白色トレイの資源ごみ・プラスチック類は従来どおりの収集日・収集方法となります。

詳しいごみの分け方、出し方についてはカレンダーやポスターを配布しますので、ご確認ください。

【問い合わせ先】町民生活課（☎46-4734）

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入し保険料を納めることになります。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校及び各種学校（修学年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

〈所得のめやす〉118万円＋〔扶養親族の数×38万円〕

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月初めに再申請の用紙が送られてきますので、引続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入のうえご返送ください。

詳しくは、二戸年金事務所（☎23-4111）または町民生活課にお問い合わせください。

引越しの際は、住民票の異動も忘れずに！

○住民票の異動の退出（退出届・転入届・転居届けなど）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

○今年10月以降、「マイナンバー」が住民票の住所に通知されます。

※マイナンバーは、「社会保障」「税」「災害対策」の手続きの際に必要な重要な番号です。

〈マイナンバー制度導入の3つのメリット〉

①行政の効率化～手続きが正確で早くなる～

行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。

②国民の利便性の向上～面倒な手続きが簡単に～

申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。

③公平・公正な社会の実現～給付金などの不正受給の防止～

行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

正確な住所の登録が必要です！

入学・就職・転勤等で引越しをされ、住所を異動される方は、住所変更の届出を行ってください。

◎他の市区町村に転出・転入される場合

引越前の
市区町村

〔転出前に〕
転出届を提出して転出証明書を受け取る

引越先の
市区町村

〔転入した日から14日以内に〕
転出証明書を添えて転入届を提出

◎同一の市区町村内で転居される場合

お住まいの
市区町村

〔転居した日から14日以内に〕
転居届を提出

※正当な理由がなく届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。



マイナンバー
キャラクター
マイナちゃん

広報かるまい お知らせ版 その2

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

晴山保育園施設見学会を開催します

4月1日開園の晴山保育園の施設見学会を行います。
どなた様でも見学できますので、ぜひご来園ください。

■日時 4月19日(日) 9:00～15:00
5月17日(日) 9:00～15:00

■施設概要

建築面積 945.27㎡、定員 70名
・保育室6室、遊戯室、調理室、子育て支援室など
・町内産の木材を利用し、太陽光発電設備やLED照明
など環境にも配慮した園舎となっております。

■場所 軽米町大字山内13-53-1
(旧晴山中学校グラウンド)



【問い合わせ先】健康福祉課
(健康ふれあいセンター内 ☎ 46-4111)

町では、臨時職員を募集します

事業内容	道路等維持作業員 道路・河川などの草刈りを主にした維持作業
募集人数	4名
応募条件	刈り払い機やチェーンソーを扱える方(年齢・性別不問)
雇用期間	平成27年5月～平成27年10月(6ヶ月間)
賃金	日額6,300円 ※通勤距離2km以上の場合は通勤手当を支給します。
勤務条件	午前8時30分から午後5時15分
休日	原則として土曜日、日曜日、祝日
加入保険	雇用保険、労災保険、健康保険及び厚生年金
申込期限	4月16日(木) 午後5時必着(郵送可)
試験日	4月23日(木) 詳細は別途連絡します
選考方法	個別面接試験
申し込み方法	①ハローワーク二戸(二戸公共職業安定所)に求職者登録し、紹介状の交付を受ける。 ②履歴書を作成し、写真を貼付のうえ紹介状とともに役場・担当グループへ提出する。
担当	地域整備課・環境整備グループ(☎ 46-4741)

新入学期の子どもの安全確保運動

期間：4月6日(月)～4月15日(水)

4月は新入学の時期です。子どもへの声かけ事案や通学中の事故を防ぐため、学校・保護者・地域の皆さんでともに見守り活動を行い、子どもの安全確保を進めましょう。

☆見守り活動の強化

学校、保護者、地域住民や団体が連携し、登下校時のパトロール、校外安全活動、あいさつ運動などを実施しましょう。

☆通学路等の危険箇所確認

子どもと一緒に通学路や自宅周辺を歩き、見通しの悪い箇所や暗がりなどの危険箇所を点検し、注意喚起しましょう。また、子ども110番の家・店や防犯連絡員の家を把握し、非常時の対応を確認しておきましょう。

新入学期交通事故防止推進期間

期間：4月6日(月)～15日(水)

「飛び出すな 向こうに友達 見つけても」

新入学期を迎え、家庭でも新入学児童に交通ルールを理解と習慣付けを図るとともに、ドライバーの皆さんは、次のことに注意し、交通事故防止を心がけましょう。

☆子どもを見たら減速、徐行をするなど、事故防止に努めましょう。

☆自転車の交通ルールの遵守に心がけましょう

☆すべての同乗者にシートベルト(子どもにはチャイルドシート)の正しい着用を徹底しましょう。

軽米町福祉タクシー助成券について

■助成対象となる方

①身障手帳1級・2級、療育手帳Aの交付を受けている方
注1 自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は対象外です。

②80歳以上のひとり暮らしの方

注1 同居世帯員が病院や介護施設等へ6ヶ月以上入院(入所)中のため一人で暮らしている80歳以上の方も対象となります。

注2 独立して生計を営んでいる場合でも、子や孫等親族と同一家屋又は同一敷地内若しくは隣接敷地に居住している場合は対象外です。

注3 申請には地区の民生委員の証明が必要です。

■助成内容

町内のタクシー会社を利用の際に助成券1枚で、610円まで割引になります。

■交付枚数：最大24枚(申請月により交付枚数は異なります。)

■有効期間：平成28年3月31日まで

■申請に必要なもの：(申請書は健康福祉課、各出張所にあります。)

①に該当する方 印鑑、障害程度を確認できる手帳

②に該当する方 印鑑、民生委員の証明

※平成26年度以前から利用している方も申請が必要です。

■申請場所：健康福祉課窓口(町健康ふれあいセンター内)

■受付期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日

8:30～17:15(土曜、日曜、祝日を除く)

【問い合わせ先】健康福祉課
(健康ふれあいセンター内 ☎ 46-4111)

緊急雇用職員を募集します

現在失業中で求職活動をしている町内在住の被災求職者が対象です。

被災求職者とは、東日本大震災当時、岩手全域を含む災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた人および当該地域に居住していた方です。

事業内容	消防防災施設設備等 点検管理業務 消防防災施設の点検や管理 事務補助（パソコン使用）	公共交通体系 震災復興推進事業 バス利用者実態調査やバ ス運行に関する資料作成（ パソコン使用）	地域農業 復興推進事業 土地利用情報等の資料収集、地域 特性にあった農作物導入や6次産 業化の推進に関する事務補助	観光と物産 復興推進事業 イベント対応や、観光及び物 産振興に関する資料作成（パ ソコン使用）等の事務補助	地方税等収納率向上 復興推進事業 会計、収納事務及び台帳作 成に関する事務補助
募集人員	1名	1名	1名	1名	1名
雇用期間	平成27年5月～平成28年3月				
賃金	月額5,660円～6,580円				
	通勤距離2km以上の場合は通勤手当が支給されます				
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分				
休日	土、日、祝日（行事等により勤務を要する場合あり）				
加入保険	雇用保険、健康保険、厚生年金				
申込期限	4月16日（木）午後5時必着（郵送可）				
試験日	4月23日（木）詳細は別途連絡します				
問い合わせ先	総務課・総務G （☎46－4738）	総務課・企画G （☎46－2111）	産業振興課・農政企画G （☎46－4739）	産業振興課・商工観光G （☎46－4746）	税務会計課・収納G （☎46－4737）

事業内容	道路施設等台帳整備復興支援事業 道路施設等を適正に管理するために台帳を整備する (主にパソコンを使用しデータ化する)	学校給食 復興支援事業 学校給食の配食配膳、食器 洗浄等の指導	学校教育施設等環境 整備復興支援事業 学校教育施設等の環境整備作 業及びスクールバス運転業務 (実習期間あり)	復興「希望郷いわて国体」 開催推進事業 施設の維持管理業務・環境整備 業務(修繕、清掃、草刈り、芝 管理、シバザクラ管理等)
募集人員	2名	1名	1名	3名
応募条件	・『学校教育施設等環境整備復興支援事業』は中型自動車一種免(8 t 限定なし中型二種・大型・大型二種)の保有者でマ イクロバスの運転経験のある男性 ・『復興「希望郷いわて国体」開催推進事業』は 機械による草刈り経験のある方			
雇用期間	平成27年5月～平成28年3月			平成27年5月～11月
賃金	月額5,660円～6,580円	月額4,245円～ 4,935円	月額8,800円	月額5,660円～ 6,580円
	通勤距離2 km以上の場合は通勤手当が支給されます			
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分	午前8時15分～ 午後3時(休憩45分)	午前7時00分～午後6 時00分(休憩195分)	午前8時30分～ 午後5時15分 月21日勤務
休日	土、日、祝日	土、日、祝日、学校の 長期休業期間	土、日、祝日	
加入保険	雇用保険、健康保険、厚生年金			
申込期限	4月16日(木)午後5時必着(郵送可)	4月10日(金)午後5時必着(郵送可)		
試験日	4月23日(木)詳細は別途連絡します	4月16日(木)詳細は別途連絡します		
問い合わせ先	地域整備課・環境整備G (☎46-4741)	教育委員会・教育総務G (☎46-4743)		教育委員会・生涯学習G (☎46-4744)

事業内容	幼稚園運営復興支援事業			児童の心のケア等推進事業 保育園、児童館及び児童クラブ、ピヨピヨ広場等の児童福祉施設で利用者支援、保育補助、関係事務、施設管理等（雇用期間中に勤務地が変更となる場合あり）
	①幼稚園用務 園内外の清掃環境整備、園児の給食補助、遊具の点検、行事の手伝い等	②幼稚園教諭 クラス担当、教育カリキュラム・指導計画の作成、行事の企画等	③保育補助 クラス担任のサポート、預かり保育対応、行事などで使用する物品の作成と行事の手伝い等	
募集人員	1名	1名	2名	5名
応募条件	・『幼稚園運営復興支援事業』の②は幼稚園教諭免許、保育士資格所有者（①は不要、③は所有者優遇）			
雇用期間	平成27年5月～平成28年3月			
賃金	月額2,700円～2,950円	月額6,580円～8,500円	月額4,935円～6,375円	月額5,660円～6,580円 （保育士資格保有者は6,580円～8,500円）
	通勤距離2km以上の場合は通勤手当が支給されます			
勤務条件	午前11時～午後3時 （4時間勤務）	午前9時45分～午後6時30分（8時間勤務）	午前11時45分～午後6時30分（6時間勤務）	午前7時30分～午後6時の間で8時間勤務 原則として日、祝日、年末年始月～土のうち5日間勤務（シフト制）
	土、日、祝日（行事等により勤務を要する場合あり）			
加入保険	雇用保険	雇用保険、健康保険、厚生年金		
申込期限	4月10日（金）午後5時必着（郵送可）			4月16日（木）午後5時必着（郵送可）
試験日	4月16日（木）詳細は別途連絡します			4月23日（木）詳細は別途連絡します
問い合わせ先	教育委員会・教育総務G（☎46－4743）			健康福祉課・福祉G（☎46－4736）

- 申込方法：①ハローワーク二戸（二戸公共職業安定所）に求職者登録し、紹介状の交付を受ける。
②市販の履歴書に写真を貼付し、紹介状とともに担当部署へ提出する。（郵送可）
- 選考方法：個別面接試験

広報かるまい お知らせ版 その3

毎月第2・第4水曜日発行
全世帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

平成26年度 公益財団法人さんりく基金 助成事業を募集

【申し込み・問い合わせ先】公益財団法人さんりく基金事務局
(☎019-629-5212 FAX019-629-5219)
URL: <http://homepage3.nifty.com/sanrikukikin/>

公益財団法人さんりく基金では、県北・沿岸地域の振興を目的とする事業に対し、助成を行っています。このたび、平成27年度の事業を募集しますので、ご希望の方は公益財団法人さんりく基金事務局あて関係書類を提出してください。詳しくは、さんりく基金のホームページをご覧ください。

【募集区分・助成要件】

助成区分	目的	助成対象者	助成限度額	応募締切
県北沿岸地域特産品開発事業	地域の農林水産物や観光資源等の特性を活かした新商品開発や商品リニューアルの促進にかかる経費を支援	県北沿岸地域の企業又は個人事業者	65万円 (4/5以内)	■1次募集4月15日(水) ■2次募集6月30日(火)
地域コミュニティ再生支援事業	地域コミュニティの再生に向け、地域住民・関係者が主体となっていく地域再生計画の策定やその計画実現に向けた活動経費を支援	地域住民が主体となる活動団体(自治会、集落組織、その他の活動団体)	100万円以内 (10/10以内)	4月30日(木)

※同助成事業のうち、軽米町が対象となる事業のみ掲載しております。

高速バス（八盛号）のダイヤ改正のお知らせ

- 平成27年4月1日より、南部バスと県北バスが共同運行している高速バス「八盛号」の運行時刻の一部が下記のとおり変更となります。お間違いの無いようにご利用ください。なお、変更は下りのみで上りの変更はありません。

【現行下り】

停留所名	南部	県北
盛岡バスセンター(発)	13:50	15:40
盛岡駅(西口)	14:05	15:55
軽米インター	15:37	17:27
八戸ラピア(着)	16:22	18:12



【4月1日改正下り】

停留所名	南部	県北
盛岡バスセンター(発)	15:40	18:10
盛岡駅(西口)	15:55	18:25
軽米インター	17:32	19:57
八戸ラピア(着)	18:17	20:42

- 上記に伴い、県北バス運行【軽米大野線】の軽米インター発(大野行)17:35発→17:40発に変更となります。

高速バス「八盛号」についてのお問合せ先

高速バス「八盛号」は、岩手県北バスと南部バスによって、共同運行されております。冬期間のバスの大幅な遅れや運行中止等のご確認も下記までお問い合わせください。

岩手県北バスインフォメーション (☎019-641-1212)
岩手県北バス 伊保内営業所 (☎0195-42-2211)
南部バス 八戸営業所 (☎0178-44-7111)

公共交通を利用しましょう

いつも高速バスをはじめとする公共交通機関をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。今後とも公共交通の利用をお願いいたします。

普段、公共交通の利用機会が無い方も『年に1～2回程度の利用』を目標に、ご協力をお願いいたします。

※町では、軽米高校生を対象にバス通学費助成を行っており、路線バス定期券などの購入費を月2万円までの範囲で助成しておりますので、是非ご利用ください。

※軽米から東京まで直行できる「シリウス号」も、毎日運行しておりますのでご利用ください。

(経験上、アイマスク、イヤホン、空気枕等があると快適に過ごせていいですよ。)

経営所得安定対策直接支払交付金の交付申請受付のお知らせ

- 水田転作の申請受付を、3月26日（木）～4月13日（月）まで下記日程により行います。
- ・平成27年産水稻共済細目書異動申告書と併せての受付となります。
 - ・畑作物の数量払を申請する方で、畑地に作付がある場合は、所在地と面積の届出が必要です。
（畑作物の数量払申請は認定農業者等に限られます。台帳には前年の畑地データはありません。）
 - ・各交付金の対象は、販売を目的とする作物であり、捨て作りや自家用は対象になりません。事前に販売先との契約が必要で、出荷後に販売伝票の提出が必要です。

月 日	時 間	受付会場	対象行政区
3月26日（木）	9：30～11：30	山内農業構造改善センター	平、中村、和当地、山内大久保、東
	13：30～15：00		貝喰、山内駒木、山口、上・下谷地渡、竹谷袋
3月27日（金）	9：30～11：00	大清水地区活性化センター	大清水、新井田、駒板、東台
	13：30～15：30	晴山公民館	高清水、横枕、観音林東・西・南・北、沼、上・下野場
4月3日（金）	9：30～11：00	晴山農業構造改善センター	上・下晴山、早渡、内城
	13：30～15：30	高家生活改善センター	高家、向高家、外川目、苅敷山、西里、上・下尾田
4月6日（月）	9：30～11：00	増子内農村振興会館	上・下増子内、戸草内、セツ役
	13：30～15：30	小軽米生活改善センター	河北、上・下河南、沢田、八木沢、松ノ脇
4月7日（火）	9：30～11：00	小玉川生活改善センター	屋敷、市野々、小玉川
	13：30～15：30	米田農業構造改善センター	蜂ヶ塚、米田、大久保、牛ヶ沢、民田山
4月8日（水）	9：30～11：30	円子生活改善センター	上円子、蛇口
	13：30～15：30		下円子上・下、板橋、大沢
4月9日（木）	9：30～11：00	笹渡農業構造改善センター	高柳、鶴飼、笹渡、百鳥
	13：30～15：30	百目金公民館	百目金
4月10日（金）	9：30～11：00	長倉生活改善センター	長倉、小松
	13：30～15：30	上館農業構造改善センター	上館、仲軽米、沢里、岩崎、車門
4月13日（月）	9：30～11：30	軽米町農村環境改善センター	上・下新町、蓮台野、門前、桜山、駒木
	13：30～15：00		向川原、荒町、仲町、大町、新大鳥、山田、君成田

- 上記受付日以外の受付は役場産業振興課で行いますが、台帳を持ち出しする割当日以外としてください。
- また、4月16日（木）～4月22日（水）までの間は、農業者が参加する認定方針作成者（集荷業者）に台帳を置き取りまとめを依頼しますので、そちらで届出をお願いします。
- 届出期限
- ・水稻共済異動細目書の届出は平成27年5月15日（金）までです。
 - ・飼料用米に取組む方は、他に書類書類があります。必ず、参加する認定方針作成者（出荷業者）に届出した上で申請願います。
 - ・経営所得安定対策直接支払交付金の交付申請の締め切りは6月30日までです。以後は受付できません。
- 届出に持参するもの
- ・印鑑（認印可）
 - ・本人名義の通帳（新規加入申請や名義変更、振込口座の変更の場合）
- 【問い合わせ先】軽米町農業再生協議会事務局
（産業振興課内 ☎ 4 6 - 4 7 4 0）



「森と水とチューリップフェスティバル」臨時出店者募集！



「雪谷川ダムフォリストパーク・軽米」では、毎年チューリップの季節、多くのお客様に来園いただいています。本年も多くのお客様を迎えるため、「森と水とチューリップフェスティバル」を開催しますが、フェスティバルを盛り上げるため、臨時出店者を募集します。

- ☆出店予定日：5月3日（日・祝）～5月17日（日）の15日間

☆出店場所：フォリストパーク林間駐車場（管理棟前広場）

☆募集区画：12区画

☆出店条件等：①町内の団体・事業者・個人であること
②臨時営業許可は事務局が一括で申請します。
ただし、別に免状や許可が必要な場合もありますのでご確認ください。

☆ステージイベント
5月3日（日・祝）、5日（火・祝）、10日（日）

☆ウオーキングイベント：5月17日（日）
- ☆出店料：1区画2,000円+ゴミ処理料500円
＝2,500円（1日あたり）

☆申込方法：必要書類を役場産業振興課まで提出してください
（出店申込書及び出店要項は産業振興課にあります）

☆申込期限：4月6日（月）17：00まで
《出店者打ち合わせ会》
★日 時：4月10日（金）13：30～
★会 場：役場3階会議室
- 【申し込み・問い合わせ先】軽米町観光協会
（産業振興課・商工観光グループ内 ☎ 4 6 - 4 7 4 6）